



# TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21<sup>st</sup> Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110  
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

## タイ国 法律改訂情報 Vol. 26 (2013年2月21日発行)

皆様、こんにちは。

今回のタイ国法律改定情報は、2013年1月11日に投資委員会事務局(BOI)より発表された「投資奨励5ヵ年戦略」に関連した告示となります。

タイ国の経済状況の変化に伴い、BOIによる投資奨励の内容も変化しております。

今後も注視して内容を把握する必要があります。

### 投資委員会事務局告示

(ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมลงทุน)

ปราการัฐสามนัฏการ์นคานาคันมาคาร์นซอนสุมคาร์นรอนตุน)

第 Por.2/2556 号

機械及び道具の輸入関税減額又は免除の検討方法

(เรื่อง แนวทางการพิจารณายกเว้นหรือลดหย่อนอากรขาเข้าสำหรับเครื่องจักรและอุปกรณ์

ルアン เนวตันคาร์นปีจเจอร์ลาเนอร์ย็อกเว็น ル

ロットヨンアーคอนカーカーウ สามลักปลกุลอันจាក់เรวักคอน)

本告示は、タイ国内で製造又は組立を行っていないため必要量を調達できない機械及び道具の輸入関税減額又は免除許可の検討をより適切且つ明確に実施するために公布する。1977年投資奨励法第13条、第28条及び第29条に基づく権限により、事務局は投資委員会の委任を受け、以下の通り告示する。

第1項 1991年10月1日付け投資委員会事務局告示第46/2534号「機械及び  
道具の輸入関税減額又は免除の検討方法」を廃止する。

第2項 機械及び道具の輸入関税減額又は免除の検討方法を、以下の通り規定する。

2.1 タイ国内で製造又は組立を行っていない機械及び道具であり、輸入  
する当該機械又は道具は国外で製造されているものと類似した品質を  
保持しており、使用に十分な数量であること。本告示に添付のリスト\*  
(タイ国内で製造又は組立を実施している機械及び道具一覧)に従う。

2.2 輸入関税の減額又は免除対象の機械及び道具は、被奨励事業に  
おいて使用する機械及び道具であること。事業における、製品設計、  
製品製造、製品の検査及び品質管理から製品の荷積み及び輸送まで  
の一連の過程における使用を対象とする。実際に設置し上記において  
使用する場合にのみ検討する。

製造工程においては直接使用しないが、被奨励事業において使用  
する必要のある機械及び道具(事務所で使用する機械、建築作業、  
通信、汚染物質排除、省エネルギーの研究及び開発、修繕維持、  
従業員の安全確保及び工場内の安全保持において使用する機械等)  
である場合、輸入関税の減額又は免除対象の機械及び道具であると  
みなす。事務局は、適宜検討する。

2.3 ナット、ネジ、ケーブル等の内蔵されている機械の部品及び装置が、  
機械とセットで販売されており、分解できない場合、輸入する機械本体  
と同様に輸入関税を減額及び免除する。

2.4 事務局は、被奨励事業において使用する機械の部品に対する輸入  
関税の減額又は免除を検討する。被奨励者は、奨励証に記載されて  
いる機械輸入期間内に輸入すること。また、本告示添付リスト\*の  
第2.1項に該当していること。

2.5 タイ国内で製造できる機械に追加が生じた場合、事務局は、その都度  
告示する。

2013年1月15日告示

投資委員長

ウドム・ウォンウィワッタチャイ

備考:本告示末尾には、添付リスト\*として、タイ国内で製造又は組立を実施している機械及び道具 258 種類のリストが添付されています。輸入を希望する機械等が輸入関税減免の対象になるか否かは、投資委員会ホームページにてリストをご確認ください。

現在、タイ語のみとなっておりますが、後日、英語バージョンが掲載される予定です。

リスト(PDF): [http://www.boi.go.th/upload/content/por2\\_2556\\_73407.pdf](http://www.boi.go.th/upload/content/por2_2556_73407.pdf) (タイ語)

翻訳者:高野 香(TJ Prannarai Communication)

---

**タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。**

**次回は 3月21日(木) です。**

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたら

下記までご連絡頂けましたら幸いです。

【発行元】TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [maeda@tjprannarai.co.th](mailto:maeda@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

## **日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス**

★通訳サービス: 半日から対応が可能です。

日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

★翻訳サービス: EmailもしくはFAXにて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もりいたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

**翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ**